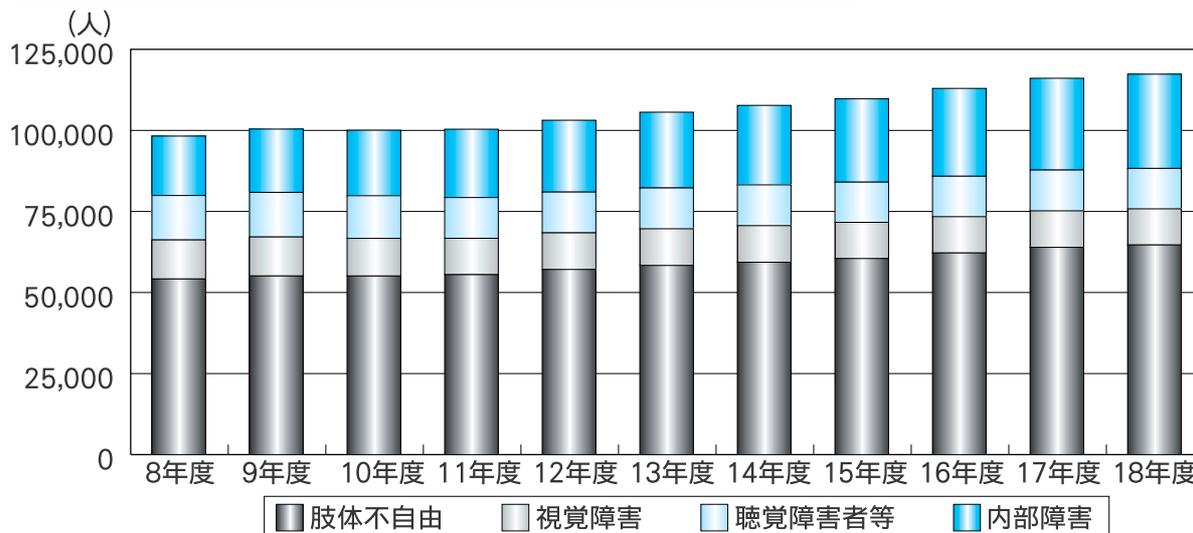


第6 資料

I 障害者の動向

(1) 身体障害者

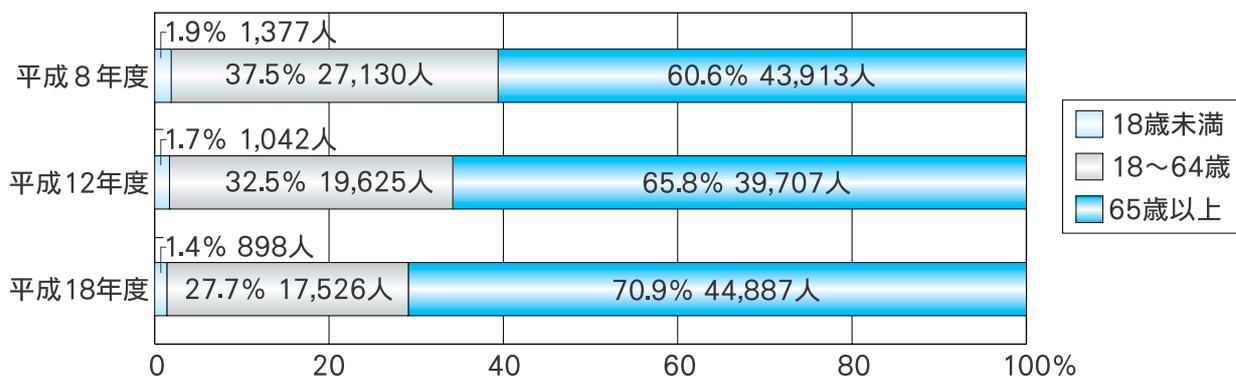
身体障害者手帳所持者数の障害別推移と重度障害者の割合



	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
肢体不自由	54,165	55,092	55,082	55,496	57,109	58,339	59,328	60,474	62,186	63,925	64,652
視覚障害	12,046	12,029	11,615	11,230	11,288	11,317	11,291	11,162	11,203	11,265	11,153
聴覚障害者等	13,710	13,764	13,153	12,564	12,581	12,590	12,582	12,401	12,471	12,589	12,477
内部障害	18,333	19,524	20,212	21,088	22,165	23,382	24,525	25,700	27,101	28,314	29,067
計	98,254	100,409	100,062	100,378	103,143	105,628	107,726	109,737	112,961	116,093	117,349
重度障害者 (全体に占める割合)	36,260 36.9%	37,406 37.3%	38,232 38.2%	39,305 39.2%	40,875 39.6%	42,067 39.8%	42,986 39.9%	44,201 40.3%	45,909 40.6%	47,441 40.9%	48,235 41.1%

※各年度4月1日現在（広島市・福山市を含む）

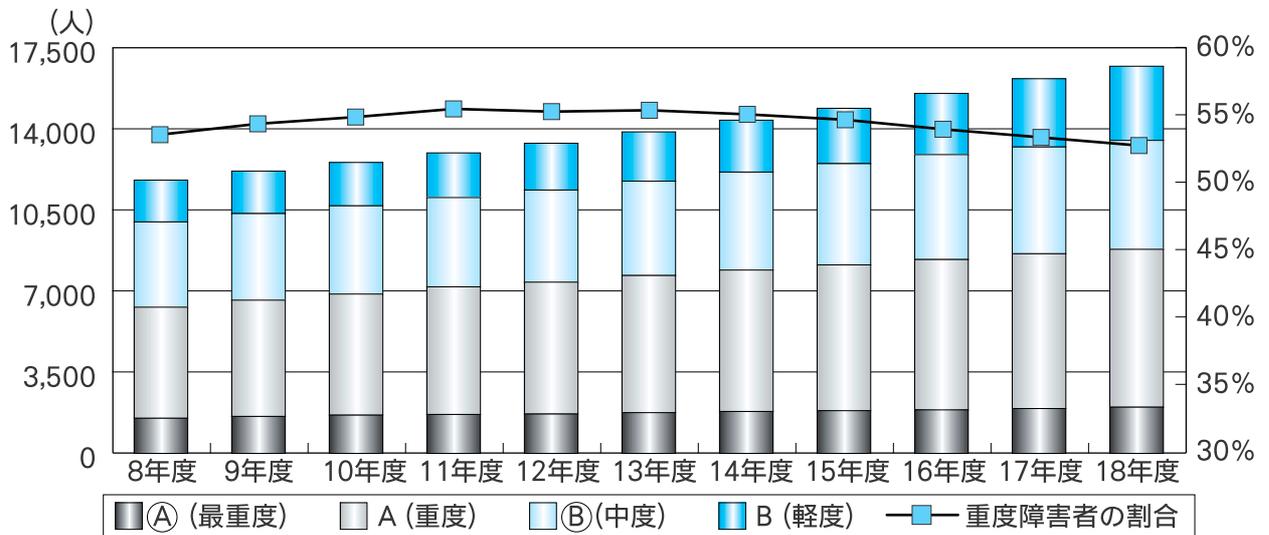
身体障害者手帳所持者の年齢別構成比の推移



※広島市，福山市を除く

(2) 知的障害者

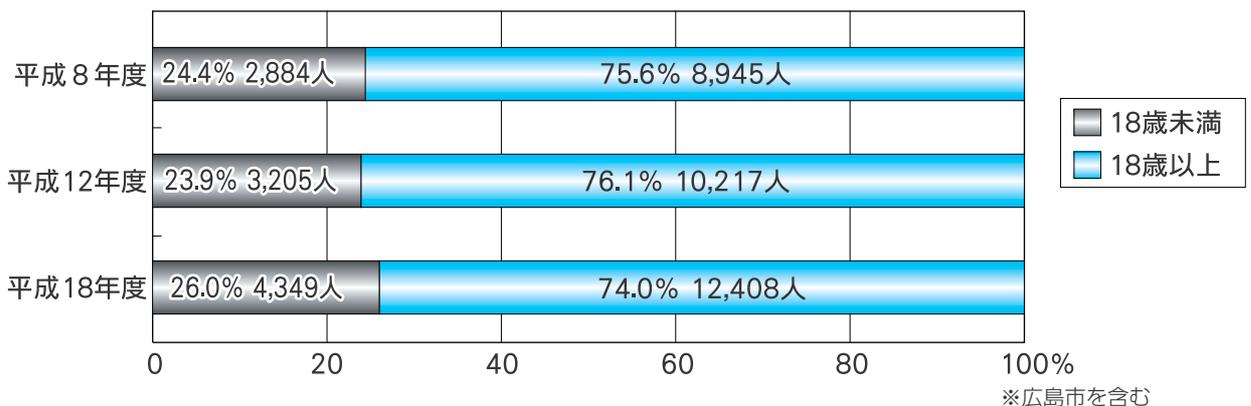
療育手帳所持者数の障害程度別推移と重度障害者（児）の割合



	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
④(最重度)	1,521	1,601	1,656	1,686	1,704	1,764	1,815	1,849	1,884	1,942	2,000
A(重度)	4,808	5,032	5,241	5,524	5,708	5,935	6,120	6,310	6,506	6,698	6,833
③(中度)	3,689	3,746	3,817	3,863	3,986	4,083	4,240	4,381	4,542	4,621	4,714
B(軽度)	1,811	1,840	1,878	1,933	2,024	2,133	2,247	2,396	2,647	2,955	3,210
計	11,829	12,219	12,592	13,006	13,422	13,915	14,422	14,936	15,579	16,216	16,757
④+A (全体に占める割合)	6,329 53.5%	6,633 54.3%	6,897 54.8%	7,210 55.4%	7,412 55.2%	7,699 55.3%	7,935 55.0%	8,159 54.6%	8,390 53.9%	8,640 53.3%	8,833 52.7%

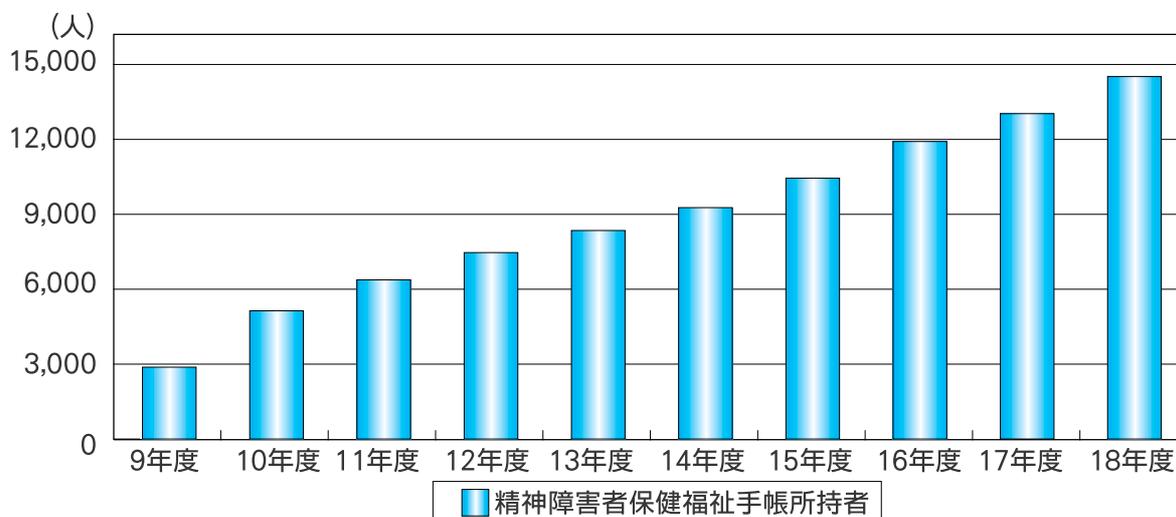
※各年度4月1日現在（広島市含む）

療育手帳所持者の年齢別構成比の推移



(3) 精神障害者

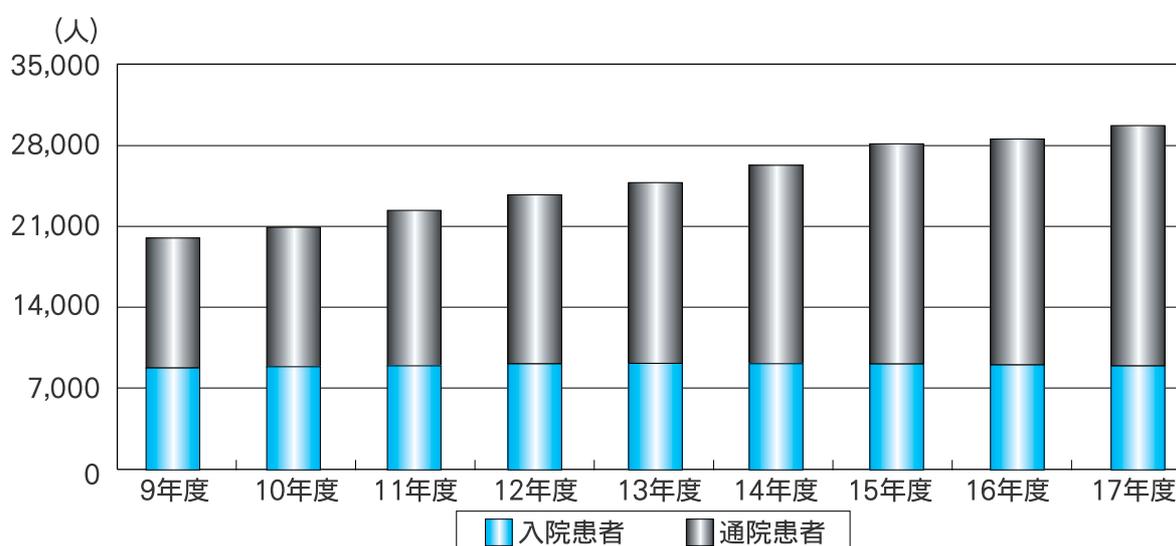
精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
精神障害者保健福祉手帳所持者	2,879	5,136	6,374	7,467	8,352	9,268	10,446	11,917	13,032	14,517

※各年度4月1日現在（広島市を含む）
 ※制度創設は平成7年度

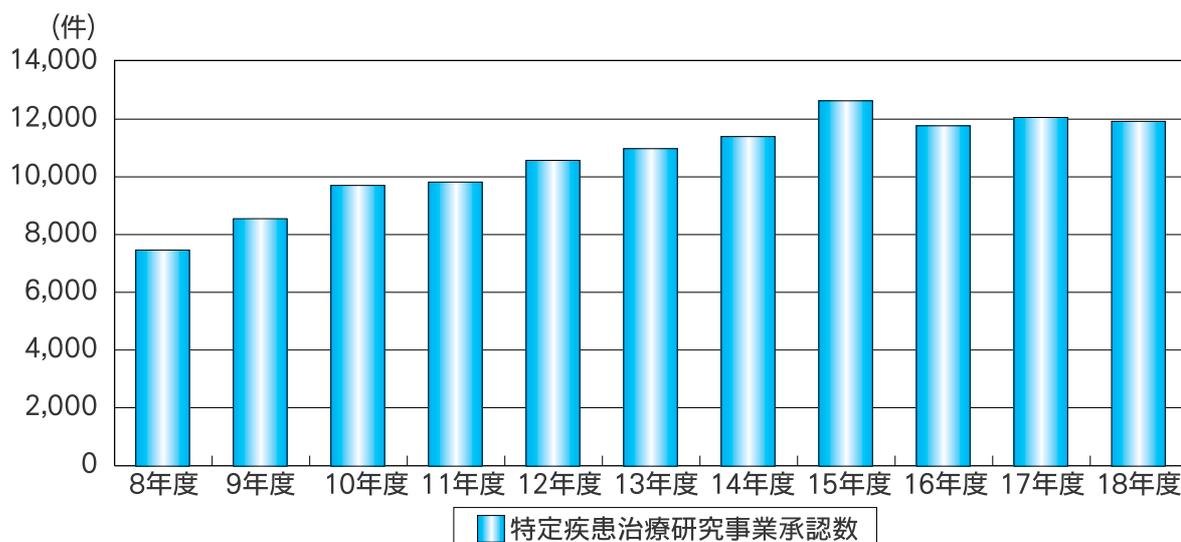
精神科病院入院患者数及び通院患者数（通院医療公費負担数）の推移



	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
入院患者	8,783	8,891	8,970	9,140	9,184	9,152	9,127	9,047	8,959
通院患者	11,200	12,020	13,399	14,570	15,579	17,105	18,979	19,471	20,719
計	19,983	20,911	22,369	23,710	24,763	26,257	28,106	28,518	29,678

※各年度6月30日現在（広島市を含む）
 ※平成7年から通院医療費公費負担に係る制度改正により6・7年度については、同じ基準での比較不可

(4) 難病患者



	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
特定疾患治療研究事業承認数	7,489	8,575	9,728	9,844	10,596	11,002	11,421	12,660	11,795	12,083	11,950

各年度4月1日現在

○特定疾患治療研究事業の対象疾患は、次のとおりです。

対 象 疾 患	
01 ベーチェット病	24 モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)
02 多発性硬化症	25 ウェグナー肉芽腫症
03 重症筋無力症	26 特発性拡張型(うっ血型)心筋症
04 全身性エリテマトーデス	27 多系統萎縮症
05 スモン	28 表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)
06 再生不良性貧血	29 膿疱性乾癬
07 サルコイドーシス	30 広範脊柱管狭窄症
08 筋萎縮性側索硬化症(ALS)	31 原発性胆汁性肝硬変
09 強皮症, 皮膚筋炎及び多発性筋炎	32 重症急性膵炎
10 特発性血小板減少性紫斑病	33 特発性大腿骨頭壊死症
11 結節性動脈周囲炎	34 混合性結合組織病
12 潰瘍性大腸炎	35 原発性免疫不全症候群
13 大動脈炎症候群	36 特発性間質性肺炎
14 ビュルガー病	37 網膜色素変性症
15 天疱瘡	38 プリオン病
16 脊髄小脳変性症	39 原発性肺高血圧症
17 クローン病	40 神経線維腫症Ⅰ型/神経線維腫症Ⅱ型
18 難治性肝炎のうち劇症肝炎	41 亜急性硬化性全脳炎
19 悪性関節リウマチ	42 バッド・キアリ(Budd-Chiari)症候群
20 パーキンソン病関連疾患	43 特発性慢性肺血栓栓症(肺高血圧型)
21 アミロイドーシス	44 ラインゾーム病(ファブリー病含む)
22 後縦靭帯骨化症	45 副腎白質ジストロフィー
23 ハンチントン病	

注) 平成15年10月より

※1 パーキンソン病に進行性核上性麻痺及び大脳皮質基底核変性症を加え、「パーキンソン病関連疾患」と疾患名が変更されました。

※2 シャイ・ドレーガー症候群に線条体黒質変性症及びオリブ橋小脳萎縮症(脊髄小脳変性症から移行)を加え、「多系統萎縮症」と疾患名が変更されました。

II 広島県障害者プランの見直し

1 関係項目の見直し

「II 保健・医療・福祉」、「III教育」及び「IV雇用・就業」の関係項目について、障害福祉サービスに関する事業等の必要な見直しを行い、この計画に盛り込んでいます。

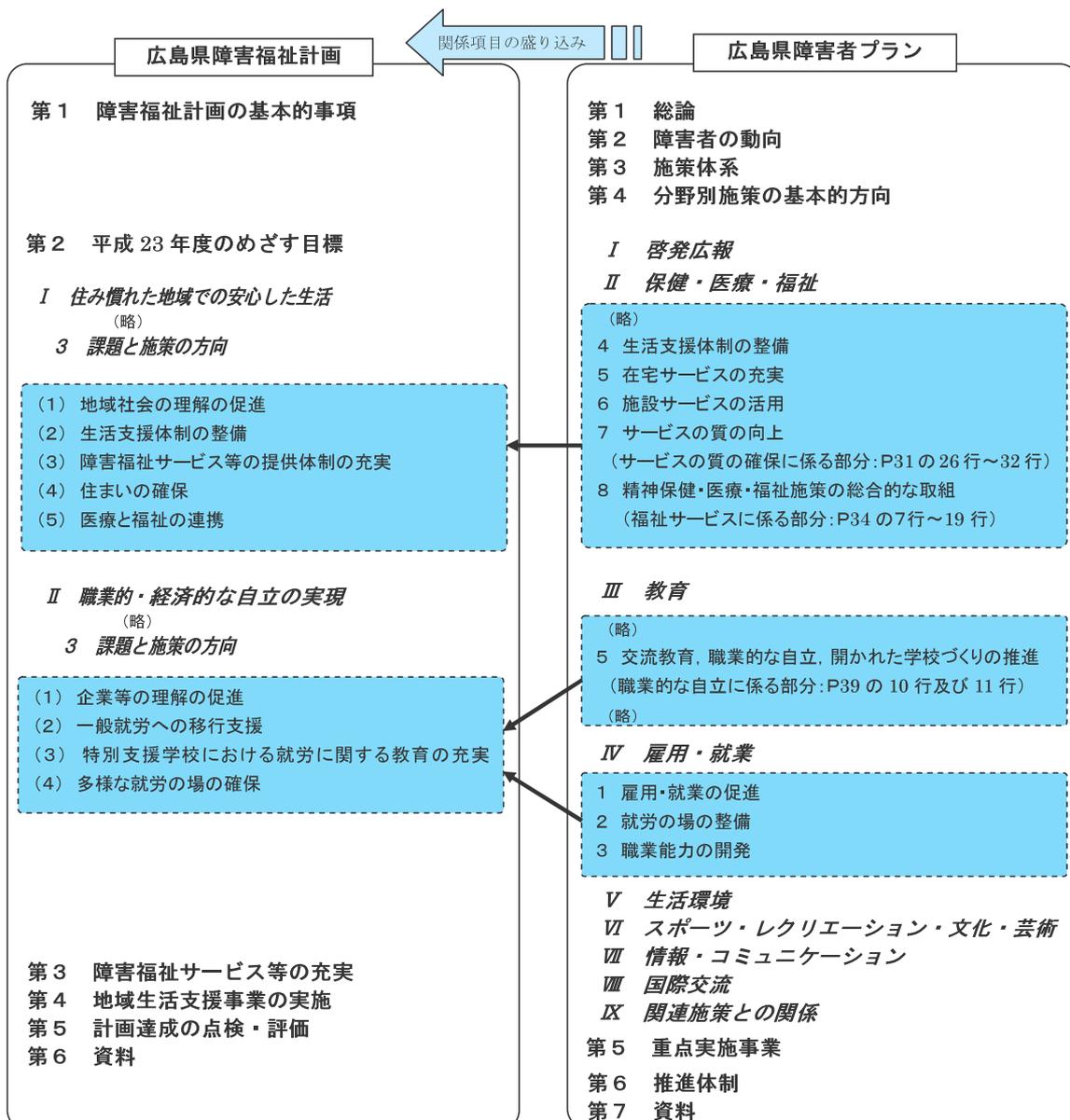
2 障害保健福祉圏域の見直し

市町村合併に伴い圏域の設定を見直しています。

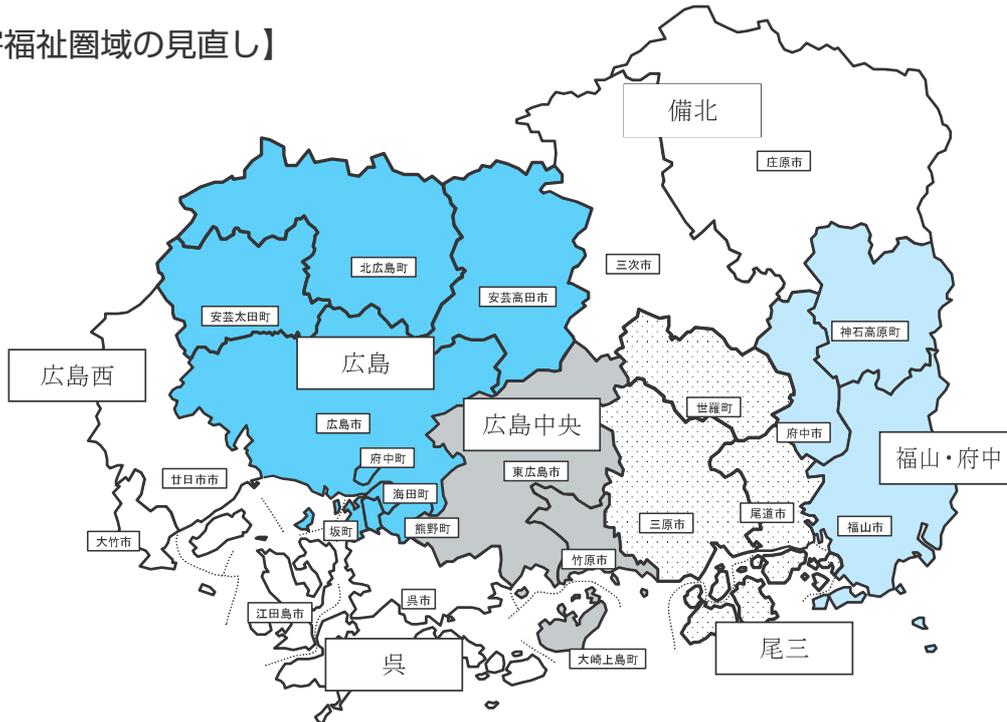
3 重点実施事業の目標の見直し

現在、重点実施事業で目標設定をしている事業とその目標値の見直しを行っています。

【関係項目の見直し】

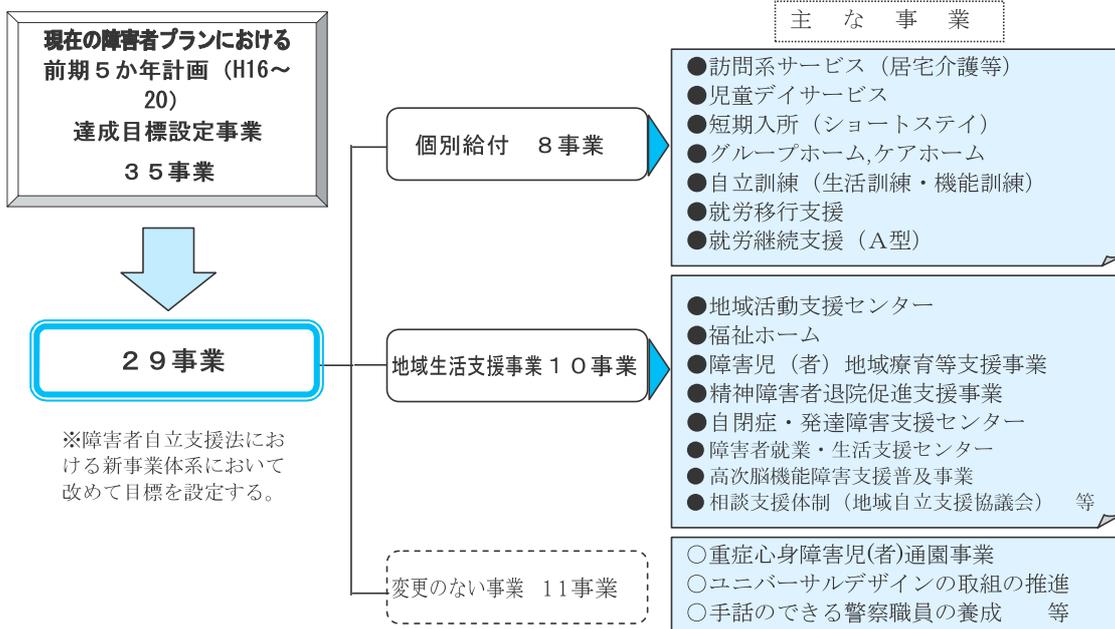


【障害福祉圏域の見直し】



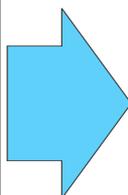
圏域名	市町名
広島障害保健福祉圏域	広島市, 安芸高田市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町, 北広島町
広島西障害保健福祉圏域	大竹市, 廿日市市
呉障害保健福祉圏域	呉市, 江田島市
広島中央障害保健福祉圏域	東広島市, 竹原市, 大崎上島町
尾三障害保健福祉圏域	三原市, 尾道市, 世羅町
福山・府中障害保健福祉圏域	福山市, 府中市, 神石高原町
備北障害保健福祉圏	三次市, 庄原市

【重点実施事業の見直し】



現在の障害者プランの重点実施事業

広島県障害者プラン	県(H16~20) 数値目標
ホームヘルプサービス(身障・知的・障害児)	1,133,885時間
ホームヘルプサービス(精神)	延利用者 3,000人
デイサービス(身障)	26事業所
デイサービス(知的)	19事業所
障害者通園(デイサービス)事業	158人分
重症心身障害児(者)通園事業	7施設
ショートステイ(身障)	101床
ショートステイ(障害児・知的)	
ショートステイ(精神)	全市町村実施
グループホーム(知的)	330人分
グループホーム(精神)	112人分
福祉ホーム(身障)	20人分
福祉ホーム(知的)	70人分
福祉ホーム(精神)	174人分
精神障害者生活訓練施設(援護寮)	160人分
通所授産施設(身障)	230人分
通所授産施設(知的)	1,250人分
通所授産施設(精神)	235人分
精神障害者地域生活支援センター	14施設
障害児(者)地域療育等支援事業	12か所
小規模通所授産施設(身障・知的・精神)	64か所
福祉工場(身体)	90人分
精神障害者退院促進支援事業	150人分
自閉症・発達障害支援センター	1か所
ITサポートセンター	1か所
ユニバーサルデザインの取組の推進	全市町村実施
健康増進計画の策定	全市町村実施
学校教育における障害児教育の推進	1.48%
養護学校等の特殊教育教諭免許状保有率の向上	80%
広島障害者職業能力開発校修了生の就職率の向上	83%
旅客施設のバリアフリー化の推進	60%
ノンステップバスの導入推進	20~25%
障害者に対応した交通安全施設等の整備	401基
手話のできる警察職員の養成	137人
障害者スポーツ指導員の養成	332人
自然公園の公衆トイレの整備	58%



新事業体系における見直し

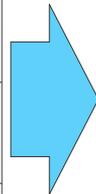
見直し案	H20年度 数値目標
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	109,891 時間分/月
地域活動支援センター	1,910人分/月
児童デイサービス	3,712人日分/月
重症心身障害児(者)通園事業	7施設
短期入所(ショートステイ)	6,103人日分/月
共同生活援助(グループホーム) 共同生活介護(ケアホーム)	938人分
福祉ホーム	102人分
自立訓練(生活訓練)	7,661人日分/月
自立訓練(機能訓練)	3,146人日分/月
就労移行支援	10,657人日分/月
就労継続支援A型	4,796人日分/月
-	
障害児(者)地域療育等支援事業	12か所
施設体系が再編されており、就労 支援関係の事業としての目標を設定する。	
精神障害者退院促進支援事業	150人分(累計)
自閉症・発達障害支援センター	1か所
ITサポートセンター	1か所
ユニバーサルデザインの取組の推進	全市町村実施
健康増進計画の策定	全市町村実施
学校教育における特別支援教育の推進	1.48%
特別支援学校等の特別支援学校教諭免許状保有率の向上	80%
広島障害者職業能力開発校修了生の就職率の向上	83%
旅客施設のバリアフリー化の推進	60%
ノンステップバスの導入推進	20~25%
障害者に対応した交通安全施設等の整備	401基
手話のできる警察職員の養成	137人
障害者スポーツ指導員の養成	332人
自然公園の公衆トイレの整備	58%
障害者就業・生活支援センター	3か所
高次脳機能障害支援普及事業	1か所
相談支援体制	全市町村実施

注) 重点実施事業のうち、今回は、障害者自立支援法により、事業体系が大きく変わったことによる項目及び目標の一部見直しを行なったものです。その他の重点事業については、今回、見直しを行なわず、平成20年度において、全体の見直しを行なう予定です。

III 障害福祉サービス等の種類と内容

これまでのサービス

居宅サービス	ホームヘルプ (身・知・児・精)
	デイサービス (身・知・児・精)
	ショートステイ (身・知・児・精)
	グループホーム (知・精)
施設サービス	重症心身障害児施設 (児)
	療護施設 (身)
	更生施設 (身・知)
	授産施設 (身・知・精)
	福祉工場 (身・知・精)
	通勤寮(知)
	福祉ホーム (身・知・精)
	生活訓練施設 (精)



障害者自立支援法によるサービス

介護給付	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います
	児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います
	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
	施設入所支援(障害者支援施設での夜間ケア等)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	共同生活介護(ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
訓練等給付	自立訓練(機能訓練)(生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労継続支援(A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います
地域生活支援事業	移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します
	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です
	福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います

(注) 表中の「身」は「身体障害者」、「知」は「知的障害者」、「精」は「精神障害者」、「児」は「障害児」のことです。

注) 地域生活支援事業には、その他に相談支援、コミュニケーション支援、日常生活用具等が位置づけられます。

IV 雇用支援機関・制度等の種類と内容

	種 類	障害者多数雇用事業所
雇用 支 援 機 関 等	公共職業安定所	職業紹介、職業指導等の業務を行なう国の機関で、求職登録を行い、具体的な就職活動の方法などの相談や指導を行う。
	障害者職業センター	地域の職業リハビリテーションネットワークの中核として、障害者職業カウンセラーを配置し、公共職業安定所等の関係機関との緊密な連携の下、地域に密着した職業リハビリテーションを実施している。障害者に対しては、職業相談・職業評価や就職前の職業指導、職場適応指導を実施し、事業所には、障害者の受け入れや受け入れ後の指導等の支援を行っている。
	障害者雇用支援センター	障害者の自立を図るため、福祉部門と雇用部門の連携を図りながら、市町村レベルでの継続的できめ細かなリハビリテーションサービスを提供し、職場定着に至るまでの相談・援助を一貫して行なう組織で、県が指定する社会福祉法人等である。
	障害者就業・生活支援センター	障害者の職業的自立を実現するためには、就業面と生活面を一体的に行なうことが効果的であることから、関係機関と連携しながら、就業及び生活に関する指導、助言、職業準備訓練のあっせんなどの支援を行う機関で、県が指定する社会福祉法人等である。
	雇用開発協会	障害者雇用納付金の申告納付、調整金、報奨金や各種助成金の申請受付を行なうほか、障害者の雇用啓発活動、障害者雇用に関する各種講習会の開催などを行なっている。
	広島障害者職業能力開発校	障害者が様々な職種についての知識や専門的な技術、技能を修得するため、職業能力開発促進法に基づいて国が設置し、県が委託を受けて運営している。
制 度 等	障害者委託訓練	企業、民間教育機関等に委託して就職に必要な知識・技能を修得するための公共職業訓練である。
	障害者試行雇用事業	事業主と有期雇用契約を締結し、3か月間の試行雇用を行なう。障害者の就職に対する不安を軽減し、事業主と障害者の相互の理解を深め、その後の常用雇用をめざすもの。
	社会適応訓練事業	精神障害者を対象に、一定期間事業所に通い、集中力、対人能力、仕事に対する持続力、環境適応能力等の慣用を図るため、社会適応訓練を行い、社会的自立を促進する。
	職場適応援助者 (ジョブコーチ)	障害者が働く企業の中で、障害者と企業の双方をサポートする支援者で、雇用の前後を通じて、直接的、専門的な支援を行う。
	ジョブサポーター	平成19年度から県が実施する職場定着支援のための人材制度。一般社員を対象とした「企業内サポーター」、企業へ赴いて支援する「派遣型サポーター」を養成・派遣するもの

	種 類	障害者多数雇用事業所
制 度 等	ジョブサポートティーチャー	特別支援学校において、生徒の個人面接指導、就業体験受入先・求人企業開拓、関係機関との連携等により、就職指導の充実を図る者 特別支援学校において、生徒の個人面接指導、就業体験受入先・求人企業開拓、関係機関との連携等により、就職指導の充実を図る者
	就労支援員	就労移行支援に係る指定障害福祉サービス事業を行う者が、配置すべき従業者で、職場開拓や職場実習の指導等の支援を行う者
	障害者多数雇用事業所	障害者の多数雇用に努める事業者として名簿に登載された事業者のことで、県が物品等の調達を行なう時に、受注機会の拡大を図っているものである。
	障害者雇用支援合同会議	障害者の一般就労への移行を促進するため、就労支援の関係者の連携を図り、就労支援の取組の推進等、統一的な施策を進めていくための合同会議である。広島県においては、広島県障害者自立支援協議会を位置づけている。

V 用語解説

語 句	ページ	内 容
地域生活移行者	9	目標設定における地域生活移行者とは、福祉施設の入所者が、施設を退所し、生活の拠点をグループホーム・ケアホーム・福祉ホーム、公営住宅等の一般住宅へ移した者で、家庭復帰した者を含む。
ケアマネジメント手法	12	援助を必要とする利用者が、迅速かつ効果的に必要とされるすべてのサービス等が利用できるように調整することを目的とした援助展開の方法で、利用者和社会資源の結びつけや、関係機関・施設との連携において、この手法が取り入れられている。
発達障害	12	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。言語の障害、強調運動の障害、心理的発達の障害、行動及び情緒の障害などがある。
高次脳機能障害	12	外傷性脳損傷、脳血管障害などによる器質的脳病変により生じた後遺症の中で、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害で、このような障害により日常生活に困難を来している者（高次脳機能障害者）がある。
ピアサポート	12	ピアとは、仲間の意であり、同じ環境を体験する人が対等な関係性において支えあうことであり、ここでは障害者による支援、援助活動のこと。
地域自立支援協議会	12	相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として市町が設置するもの。関係機関のネットワークの構築や困難事例への対応のあり方、地域の社会資源の開発、改善等を協議する。
広島県障害者自立支援協議会	12	県全体の相談支援体制の構築等に向け、主導的役割を担う協議の場として、平成18年6月に設置した、県レベルの自立支援協議会である。広域的な課題、複数圏域にまたがる共通の課題の解決に向けた協議、支援を行う。
福祉サービス利用援助事業	13	痴呆性高齢者、精神障害者、知的障害者など、判断能力が不十分な者が地域において自立した生活を送れるよう福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続の援助、利用料の支払など福祉サービスの適切な利用のための一連の支援を一体的に行う事業のこと。
福祉サービス運営適化正委員会	13	福祉サービスの利用者からの苦情を解決することにより、利用者が事業者と対等な立場で契約を結び福祉サービスを適切に利用できるように、利用者の権利を擁護することを目的として設置された社会福祉法に基づく第三者機関のこと。委員は、中立公正な立場から、多様な事例に対応できるように、社会福祉、法律、医療などに関する学識経験を有する者で構成されている。
成年後見制度	13	痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者などの判断能力の不十分な成年者を保護するための制度のこと。申し立てを受けた家庭裁判所が援助者を選び、この援助者が本人のために活動する制度で、本人の判断能力により、後見、補佐、補助の区分がある。

語 句	ページ	内 容
精神医療審査会	13	精神科病院において、措置入院や医療保護入院などの強制的な入院が適切に行なわれているかどうか、入院中の処遇に問題はないかどうかを審査するために県に設置している機関
身体障害者補助犬	14	目や耳、からだの不自由な人のために働く盲導犬、聴導犬、介助犬のこと。
ライフステージ	15	成長や加齢に伴って変化する生活段階のことで、幼児期、少年期、青年期、壮年期など生活状況の段階を区分している。
障害者・児施設のサービス共通評価基準	16	三障害すべての障害者・児施設（入所及び通所施設）において、自らサービス内容について、点検・評価（自己評価）を行なうとともに、第三者による客観的評価（第三者評価）を受けることにより、サービスの質の向上に向けた取組を行なうために参考とするサービスの評価基準のこと。
聴覚障害者用屋内信号装置	17	聴覚障害者等に来客等の日常生活に必要な音をランプ等により知らせる装置
入居保証システム	18	賃貸借契約上の家賃債務に関する保証等を保証人に代わり、民間保険会社などで扱う保険により保証するしくみ。
居住サポート	18	市町が実施する地域生活支援事業で、賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な知的障害者や精神障害者に対し、入居契約手続きの支援や、夜間を含め、緊急時の支援また、生活上の課題に対し、関係機関から必要な支援が受けられるよう調整を行なう。
一般就労移行者	20	目標設定における一般就労移行者とは、雇用契約に基づいて、企業等に就職すること及び在宅就労すること並びに自ら起業した者で、就労継続支援A型及び福祉工場の利用者を含まない。
法定雇用率	22	民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、一定の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を常用労働者として雇用することが定められている。（民間企業（一般の民間企業1.8%、特殊法人等2.1%）、国、地方公共団体2.1%（ただし県の教育委員会2.0%））
実雇用率	22	雇用されている障害者数を算定基礎労働者数（障害者の就業が一般的に困難な職種もあることから、企業全体の常用労働者数から、業種ごとに定められている除外率相当数を控除した数）で除した割合
工賃	28	福祉的就労を行なっている施設等が、利用者に配分する金であり、「事業収入から本業に必要な経費を控除した額に相当する金額」を工賃として分配している。
福祉の店	28	授産製品の販路拡大や地域における障害者の就労に対する啓発を目的として、障害者が運営にあたり、授産製品等を販売する店で、県はこの設置に助成している。
ふれ愛プラザ	28	紙屋町地下街に福祉公共スペースとして設置し、授産製品の展示・販売、福祉情報の発信などを行っている。
基準該当障害福祉サービス事業者	30	障害者自立支援法における指定障害福祉サービス事業者として県の指定を受けず、市町が認める事業者（障害者自立支援法第30条第1項第2号に規定する事業者）
NPO法人	32	民間非営利組織といわれるもので、不特定多数を対象に営利を目的としない社会貢献活動を行なう団体のこと。

VI 障害福祉計画策定に係る検討組織

1 広島県障害者施策推進本部

推 進 本 部		幹 事
本部長	副知事	
副本部長	福祉保健部長	
本部員	総務部長 政策企画部長 地域振興部長 県民生活部長 環境部長 商工労働部長 農林水産部長 土木部長 都市部長 空港港湾部長 公営企業部長 副出納長 教育長 警察本部総務部長	出納長室出納総務室長 総務部総務管理局総務室長 総務部財務局財政室長 政策企画部企画調整局企画監（企画調査担当） 政策企画部研究開発局研究開発推進室長 地域振興部地域振興対策局地域振興総務室長 地域振興部地域振興対策局市町行財政室長 県民生活部総務管理局県民生活総務室長 福祉保健部総務管理局福祉保健総務室企画担当室長 福祉保健部社会福祉局障害者支援室長 福祉保健部保健医療局保健対策室長 商工労働部総務管理局商工労働総務室長 商工労働部総務管理局雇用対策室長 農林水産部総務管理局農林水産総務室企画担当室長 土木部総務管理局土木総務室長 都市部都市事業局都市企画室長 都市部都市事業局建築指導室長 公営企業部企業総務室長 教育委員会教育政策室長 教育委員会特別支援教育室長 警察本部総務課長

2 広島県障害者施策推進協議会

(委員)

	所 属	氏 名
会 長	広島県医師会常任理事	島 筒 志 郎
委 員	広島県歯科医師会常務理事	石 本 勝 三
委 員	広島県民生委員児童委員協議会（活動強化委員会）委員	奥 本 美智子
委 員	広島県雇用開発協会事務局長	小 野 孝 明
委 員	県立広島大学生生活科学部人間福祉学科教授	金 子 努
委 員	広島県身体障害者団体連合会会長	鎌 刈 拓 也
委 員	広島県身体障害者施設協議会会長	川 崎 俊 和
委 員	広島県手をつなぐ育成会理事	副 島 宏 克
委 員	広島県精神障害者家族連合会監事	高 山 育 子
委 員	広島県知的障害者福祉協会理事	寺 尾 文 尚
委 員	広島大学大学院保健学研究科教授	飛 松 好 子
委 員	広島県町村会（坂町長）	吉 田 隆 行
委 員	広島県建築士会会長	錦 織 亮 雄
委 員	広島県精神障害者社会復帰施設連絡会副会長	長谷部 隆 一
委 員	広島難病団体連絡協議会相談担当特別役員	日 野 美枝子
委 員	広島県社会福祉協議会常務理事（兼）事務局長	藤 賀 卓
委 員	広島県福祉保健部長	迫 井 正 深
委 員	広島県商工労働部長	三 島 裕 三
委 員	広島県土木部長	高 野 匡 裕
委 員	広島県教育委員会事務局教育部長	下 崎 邦 明
委 員	広島県警察本部総務部長	水 田 邦 成

策定に関わっていただいた前委員（委員当時の所属，職名）

委 員	広島県手をつなぐ育成会理事	副 島 宏 克
委 員	広島県精神障害者家族連合会監事	高 山 育 子
委 員	広島県市長会（大竹市）	中 川 洋
委 員	広島県建築士会会長	錦 織 亮 雄
委 員	広島県福祉保健部長	新 木 一 弘
委 員	広島県警察本部総務部長	野 間 一 志

(オブザーバー)

	氏 名
広島県身体障害者団体連合会推薦	伊ノ木 健 治
広島県精神障害者家族連合会推薦	斉 藤 隆 生
広島県手をつなぐ育成会推薦	西 岡 礼 子

※会長・県関係委員を除き50音順

3 広島県障害者自立支援協議会

所 属	氏 名
広島県精神科病院協会理事	石 井 知 行
広島県身体障害者施設協議会会長	川 崎 俊 和
三原市福祉保健部社会福祉課長	新 元 昭
広島県精神障害者社会復帰施設連絡会	寺 田 朱 美
東広島市福祉部社会福祉課次長(兼)課長	中 野 哲 雄
広島県知的障害者福祉協会会長	縄 手 建
社会福祉法人つつじ「ウイング」施設長	西 村 浩 二
県立身体障害者リハビリテーションセンター総合相談室長	秀 島 和 則
広島県市町村障害者生活支援事業連絡協議会会長	平 岡 辰 士
広島労働局職業安定部職業対策課長	松 崎 英 生
広島県障害児(者)地域療育等支援事業連絡協議会会長	米 川 晃
広島県福祉保健部社会福祉局障害者支援室長	小 西 哲 郎
広島県福祉保健部保健医療局保健対策室長	伯 野 春 彦
広島県商工労働部総務管理局雇用対策室長	八 津 川 和 義
広島県商工労働部総務管理局職業能力開発室長	山 田 幸 博
広島県農林水産部総務管理局農林水産総務室企画担当室長	森 原 修
県立総合精神保健福祉センター所長	横 田 則 夫
県立身体障害者更生相談所所長	山 内 卓 司
広島こども家庭センター所長	山 田 恭 子
広島県教育委員会事務局教育部特別支援教育室	竹 林 地 毅

※県関係職員を除き五十音順

Ⅶ 障害福祉計画の策定経過

年 月 日	策 定 経 過
18. 5. 12	平成18年度第1回広島県障害者施策推進本部 幹事会議の開催
18. 6. 6	平成18年度第1回広島県障害者施策推進協議会の開催
18. 6. 20	平成18年度第1回広島県障害者施策推進本部 本部員会議の開催
18. 5～6月	県内事業者の新体系移行に関するアンケート調査の実施
18. 6. 30	国の指針に基づき県の基本的な考え方提示
18. 7. 27	平成18年度第1回広島県障害者自立支援協議会の開催
18. 7～8月	県内事業者の新体系移行に関するアンケート（第2回）調査の実施 障害福祉サービス等に係る市町速報値の集計（ヒアリング）
18. 9. 13	平成18年度第2回広島県障害者自立支援協議会の開催
18. 10～11月	県内事業者の新体系移行計画書の提出 障害福祉サービス等に係る市町中間報告値の集計
18. 11. 8	平成18年度第3回広島県障害者自立支援協議会の開催
18. 11. 28	平成18年度第2回広島県障害者施策推進協議会の開催
18. 12月	障害福祉サービス等に係る市町素案報告値の集計
19. 1. 31	平成18年度第2回広島県障害者施策推進本部 幹事会議の開催
19. 2. 5	平成18年度第2回広島県障害者施策推進本部 本部員会議の開催（意見照会）
19. 2. 6	知事中間報告
19. 2. 9	ハブリックコメント（県民意見募集）及び各種団体への意見照会の実施
↓	
19. 3. 1	ハブリックコメント（県民意見募集）及び各種団体への意見照会の終了
19. 2月	障害福祉サービス等に係る市町最終報告値の集計
19. 3. 8	平成18年度第4回広島県障害者自立支援協議会の開催
19. 3. 15	平成18年度第3回広島県障害者施策推進協議会の開催
19. 3. 20	平成18年度第3回広島県障害者施策推進本部 幹事会議の開催
19. 3. 26	平成18年度第3回広島県障害者施策推進本部 本部員会議の開催
19. 3. 27	知事最終報告

広島県障害福祉計画

平成19（2007）年3月

発行 広島県（福祉保健部社会福祉局障害者支援室）

〒730-8511 広島市中区基町10-52

TEL（082）228-2111（代表）